

海洋安全保障における台湾周辺海域の戦略的意義

—米中台間の軍事バランス変化による影響を中心に—

中澤 憲弥

はじめに

台湾周辺海域にもっと関心を向ける時期が来ているのではないだろうか。なぜなら、そこは紛れもなく現在の日本の海洋安全保障における重要地域の一つだからである。例えば、海上自衛隊の主任務である日本及びその周辺海域の防衛と海洋利用の自由の確保において、台湾周辺海域は重要な位置を占めている。2008年に武居智久は、東京、グアム島、台湾を結ぶ三角形の海域（TGT 三角海域）を日本防衛の重要海域と考えていた¹。海洋利用の点では、本土から台湾周辺、南シナ海、インド洋に至る海域が日本経済維持のための重要航路として考えられる。そして何よりも、台湾周辺は拡大する中国の影響を受けやすい海域である。ここで軍事的観点から見た場合、同海域の現状はどのようなようになっており、その現状は日本の海洋安全保障に対してどのような意義を持つのか。

1949年からのいわゆる中台対立は、1990年代の第3次台湾海峡危機の後、徐々に緊張を緩めているように見える。現在の日本国内の安全保障論議について、菅見の及ぶ限り、台湾海峡問題より南シナ海やホルムズ海峡に関する議題が多いことも、台湾周辺海域の表面的な安定を示唆しているように考えられる。

しかし、近年の中台間の文化・経済的交流にかかわらず、両者の軍事的対立が継続しているのは事実である。そして、この対立が日本の安全保障上の重要問題であることにも変わりはない。例えば、2016年1月に予定されている台湾総統選挙において民進党が勝利した場合²、中台間の緊張が高まる可能性がある。その緊張が高じて、軍事的対立が武力衝突にまで至った場合、台湾周辺海域の自由な利用に対する問題の発生が予想される。

この台湾周辺海域の安定、すなわち、中台双方の武力行使を抑止してきた最大の要素は米国の軍事力であり、とりわけ、1999年に制定された周辺

¹ 武居智久「海洋新時代における海上自衛隊」『波濤』34・4、2008年11月、18頁

² 総統選の前哨戦である2014年11月の台湾地方選挙において、台湾は中国の一部ではないと主張する野党民進党が、与党国民党に勝利している。

事態安全確保法による日本の支援に裏付けられた米軍の台湾周辺におけるプレゼンスであったと、2004年に京都大学の呉春宜が述べている³。

しかし、2004年から2015年の間に、東アジアにおける安全保障環境は大きく変化した。東京外国語大学の井尻秀憲が指摘するように、現在は世界覇権を維持したい米国と地域覇権を確立したい中国の覇権争いが継続しており⁴、中国は力による現状変更を企図した行動を増加させている。米国は、中国の台頭に対抗するために、リバランス戦略や域内同盟国等との協力強化によって、東アジアにおけるプレゼンスを維持しようとしている⁵。この米国と中国に日本を加えた3か国は、それぞれの地政学的な位置関係、GDP規模の大きさ、そして保有する軍事力(防衛力)の質と量を総合した場合、台湾周辺海域の安全保障環境に大きな影響を与え得る国々であると考えられる。

本稿では、台湾周辺海域における安全保障環境の変化に焦点を当て、中国に対する米国の台湾防衛意思は依然として曖昧であるものの、一方では、米国の台湾防衛能力が低下している恐れがあることについて分析する。そして、台湾自身の兵力が減少する中で、中国に対する抑止に占める台湾自身の役割が拡大しているという、不安定な現状が存在することを明らかにする。併せて、このような台湾周辺海域の持つ戦略的意義について、日本が継続して関心を持つ必要性について述べる。

このため、第1に、台湾周辺海域の不安定さについて、中国の国内法、中台間の軍事バランスの変化、中国の意図と台湾内部における民意に焦点をあてながら、過去10年間にどのような変化が生じているかを概観する。第2に、米国の東アジア及び台湾周辺海域における安全保障戦略を分析し、米国の台湾防衛の意思を明確に判断できないことを説明する。そして、台湾周辺において、中国人民解放軍(中国軍)に対する米軍の相対的な能力が低下している可能性について論じ、中台間の武力衝突抑止に占める台湾の役割が拡大している点について指摘する。第3に、台湾に対する日本の方針、日本と台湾との実務関係、日本の海洋利権に関する台湾周辺海域の意義について整理する。最後に、台湾周辺の状況が日本に示唆する点について述べる。

³ 呉春宜「日米安保体制と台湾の国家安全保障」『人文學報』91、2004年、191-225頁

⁴ 井尻秀憲『迫りくる米中衝突の真実』PHP研究所、2013年、245-247頁

⁵ The United States of America, *National Security Strategy*, 2015.

1 不安定な中台関係

台湾海峡問題は、中台対立に米国が深く関与する複雑な問題である。本項では、この問題にかかわる国家等の相互関係を通して、中台間の武力衝突発生危険性が低いことを述べる。そのため、中国の国内法、人民解放軍の軍事力強化、そして台湾への武力行使に対する中国の意図と台湾内部の意識変化という3つの側面に焦点を当てながら、なぜ中台間で武力衝突が発生する危険性が存在するのかということを説明する。

(1) 武力行使を認める反分裂国家法

2000年に台湾民進党の陳水扁が台湾総統に就任した後、中国は国防白書に台湾への武力行使の可能性を記して陳への圧力を強めた⁶。それに対し陳は、「台湾が台湾人のものであることは疑いの余地がない」と述べ、2003年から2004年にかけて台湾では独立機運が高まった⁷。この中台関係の緊張の後、2005年に中国は反分裂国家法⁸を制定した⁹。この反分裂国家法は現在も有効である。

中国の反分裂国家法は、台湾再統一を国内問題とし、いかなる外国勢力もこの問題に介入してはならないと規定している。さらには、「台湾の中国本土からの独立を企図して外部勢力等がもたらした重大な出来事により中国が台湾の平和的な再統一の機会を完全に失った時、中国は主権及び領土の一体性を保つため、非平和的な手段及びその他の必要な手段を使用することができる」¹⁰と規定している。つまり、2005年以降、台湾に独立等の動きがあった場合には、中国は台湾に対して武力を行使する国内法上の根拠を保持している。これにより、中国の台湾に対する武力行使は、2005

⁶ Information Office of the State Council of the People's Republic of China, *China's National Defense in 2000*, 2000, <http://china.org.cn/e-white/2000/index.htm>, Accessed on August 29, 2015.

⁷ Jacob Bercovitch; Mikio Oishi, *International conflict in the Asia-Pacific: Patterns, consequences and management*, Routledge, 2010, p. 87.

⁸ People's Republic of China, "Anti-Secession Law(反分裂国家法)," March 14, 2005, <http://www.china.org.cn/english/2005lh/122724.htm>, Accessed on July 10, 2015.

⁹ Chunjuan Nancy Wei, "China's Anti-Secession Law and Hu Jintao's Taiwan Policy," *Yale Journal of International Affairs*, Vol. 5, Issue 1, Winter 2010, pp. 112-127.

反分裂国家法成立の経緯が詳述されている。

¹⁰ "Anti-Secession Law(反分裂国家法)," Article 8.

年以前よりも容易になったと考えることができる。

(2) 中国優位に推移する中台軍事バランス

将来的な中台間の武力衝突の可能性を左右する一つの可変要素として、拡大を続ける中台間の軍事力格差が考えられる。中国の軍事力に関して言えば、年々その戦力が強化されていることは明白である。中国の2015年軍事費は名目伸び率10.1%の1416億ドルであると見積もられるが、7年前である2008年がこの半分の予算であったことを考えれば、中国がどれほどの勢いで軍事力を強化しているかを理解しやすい¹¹。2015年の米国国防省議会報告では、この中国の軍事力増強の第一目的を台湾有事に備えるためであると分析している¹²。その一方で、台湾軍は、2017年1月に予定されている完全志願兵制への移行完了計画¹³に沿い、徐々に人員を削減している。例えば2005年における中台の兵力を見ると、台湾海峡周辺に配置された中国軍37万5千人に対して台湾陸軍20万人であり、中国軍東海南海艦隊の戦闘艦艇47隻に対して台湾海軍27隻、中国軍戦闘機1500機に対して台湾空軍420機となっている¹⁴。同じ比較対象における2015年の比率は、中国陸上兵力40万人に対して台湾13万人、中国戦闘艦艇67隻に対して台湾27隻、中国戦闘機1700機に対して台湾388機となっている¹⁵。このように中台間の軍事バランスは大きく中国優位に傾きつつあり、将来的にこの傾向がさらに大きくなった場合、台湾の拒否的抑止力が低下することによって中国の対台湾侵攻作戦に伴う機会費用(Opportunity Cost)が低下する。その費用の低下は、武力行使に対する中国側のハードルの低下も意味することから、結果として中国が台湾へ武力行使する可能性は高まる。

¹¹ HIS Jane's 360, "China's defence budget more than doubles since 2008," March 4, 2015, <http://www.janes.com/article/49742/china-s-defence-budget-more-than-doubles-since-2008>, Accessed on March 18, 2015.

¹² US Office of the Secretary of Defense, *ANNUAL REPORT TO CONGRESS: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2015*, 2015, p. 6.

¹³ "Last conscripts to enter military by end-2015," *The China Post*, March 11, 2015.

¹⁴ US Office of the Secretary of Defense, *ANNUAL REPORT TO CONGRESS: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2005*, 2005, p. 43.

¹⁵ US Office of the Secretary of Defense, *ANNUAL REPORT TO CONGRESS: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2015*, p. 78.

(3) 中国の意図と台湾内部の意識変化

武力衝突の可能性を左右するもう一つの変要素と考えられるものは、台湾再統一を求める中国の意図である。習近平主席は、世界の中において中国が確固たる地位を占めるために、国内の人々を統一して導きながら中国の偉大なる復興を果たすことが責務であると述べている¹⁶。そして、中国の国防白書には、この偉大なる復興のために台湾統一が必須であると明言されている¹⁷。しかし、その一方では、反分裂国家法において平和的な台湾の再統一が最善の道であるとも述べている¹⁸。このことから、強い外交的主張にもかかわらず、台湾統一のための武力行使は、中国にとって慎重に考慮して使用されるべき一手段であると考えられる。

中国が武力行使を決心する条件について、米国の「中国の軍事力・安全保障の進展に関する年次報告書（2015年版）」の中には具体的な分析がなされている。報告書内にある具体例としては、台湾による独立宣言、無制限の台湾独立への動き、台湾内の騒乱、台湾の核兵器保有等が、中国の武力行使を惹起する条件として記述されている¹⁹。つまり、このような条件を満たす事態が生じれば、中国は台湾に対する武力行使に踏み切る可能性がある。近年では第3次台湾海峡危機がこのような事態の実例を示している。この危機において中国は、当時の李登輝の米国訪問を台湾が独立に向かうためのステップの一つとして認識し、軍事力により台湾を威嚇することを決意している²⁰。

台湾内部の独立に関する民意に注目すると、中国による武力行使の条件が徐々に整いつつあるように見える。ブレント・スコウクロフト国際安全保障センターのマニング (Robert A. Manning) は、2014年11月29日の台湾地方選挙において、台湾独立を党是とする民進党の47.5%の得票に対して、国民党が40.7%しか獲得できなかった事実から、台湾人の意識変化

¹⁶ Xi Jinping, "Full text: China's new party chief Xi Jinping's speech," *BBC News*, November 15, 2012, <http://www.bbc.com/news/world-asia-china-20338586>, Accessed on August 20, 2015.

¹⁷ The State Council Information Office of the People's Republic of China, *China's Military Strategy*, USNI News, May 26, 2015, <http://news.usni.org/2015/05/26/document-chinas-military-strategy>, Accessed on May 26, 2015.

¹⁸ "Anti-Secession Law(反分裂国家法)," Article 5.

¹⁹ US Office of the Secretary of Defense, *ANNUAL REPORT TO CONGRESS: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2015*, p. 57.

²⁰ Dean P. Chen, *US Taiwan Strait Policy*, FirstForumPress, 2012, p. 50.

を指摘している²¹。2015年4月の世論調査においても89.3%の台湾人が自分自身を中国人ではなく台湾人とみなしており、68%が台湾を独立した主権国家と考えている²²。

このような背景の中、2016年1月16日に台湾総統選挙が実施される²³。現状では、民進党の蔡英文が中台関係の現状維持を明言しているように²⁴、仮に同党が政権をとったとしても、新政権が中国の武力行使を招くような台湾共和国建国宣言を発する可能性は低い。しかし、台湾人の意識の変化と学生運動が結びついた場合、独立志向の新たな民衆運動が台湾で発生する可能性はある。民衆運動の一例としては、馬英九の親中政策に反対した学生達が2014年3月に起こした「ひまわり運動(太陽花學運)」が挙げられる²⁵。井尻は、戒厳令時代の台湾を知らない莓世代と呼ばれる台湾若年層の特徴を説明しながら、ひまわり運動が内在している対中運動としての側面を指摘している²⁶。実際に、ひまわり運動の公式声明の一部には、台湾の民主主義を守り抜くこと、そして台湾が中国に支配されることはないという強い決意が記されている²⁷。

このような運動が、無制限の台湾独立への動きや台湾内の騒乱に至った場合、中国が武力行使に踏み切るとは十分に考えられる。つまり、現在でも中国の台湾に対する武力行使の条件が整い、中国が実際に台湾に対して軍事的な攻撃を開始する可能性はあり得る。

²¹ Robert A. Manning, "Forget the South China Sea: Taiwan Could Be Asia's Next Big Security Nightmare," *The National Interest*, December 5, 2014, <http://nationalinterest.org/feature/forget-the-south-china-sea-taiwan-could-be-asias-next-big-11790>, Accessed on June 22, 2015.

²² New Taiwan Peace Foundation Taiwan Brain Trust, "Taiwan Brain Trust Trend Survey," April, 2015, <http://en.braintrust.tw/userfiles/images/Trend/201504TBTsurvey.pdf>, Accessed on June 22, 2015.

²³ 台北駐日経済文化代表処「総統・副総統選挙と立法院選挙の投票を2016年1月16日に同日実施」2015年3月18日、<http://www.taiwanembassy.org/fp.asp?xItem=599500&ctNode=1453&mp=202>、2015年4月19日アクセス

<http://www.taiwanembassy.org/fp.asp?xItem=599500&ctNode=1453&mp=202>.

²⁴ 『朝日新聞 DIGITAL』2015年4月10日

²⁵ ひまわり学生運動「太陽花學運(the Sunflower Movement)」、<http://himawariundo.wix.com/himawariundo>、2015年3月18日アクセス。ひまわり運動の学生たちは議会を占拠し、馬が締結しようとしていた中国とのサービス貿易の協定差し戻しに+関する要求を受け入れるよう求めた。

²⁶ 井尻秀憲『中国・韓国・北朝鮮でこれから起こる本当のこと』育鵬社、2014年、68頁

²⁷ ひまわり学生運動「太陽花學運(the Sunflower Movement)」

2 台湾防衛に対する米国の課題

本項では、米国の東アジア、そして台湾周辺における安全保障戦略を説明した後、米国の台湾防衛意思が依然として曖昧であることを述べる。そして、直接的な台湾防衛に関する米軍の能力が相対的に低下している恐れについて、米国が抱える軍事的課題に焦点を当てながら分析する。

(1) 米国のリバランス戦略と台湾

1823年のモンロー（James Monroe）宣言以降、米国の西半球防衛思想は徐々に発展し、現在でも米国安全保障の基本的考えの一つになっている²⁸。そして、マッキンダー（Halford Mackinder）の理論²⁹や、スパイクマン（Nicholas Spykman）の前進防衛思想³⁰に沿って、第2次世界大戦後の米国は、西半球防衛のための前方展開を維持してきたと言える。これに関しては、近年でもフリードバーグ（Aaron Friedberg）が、「東アジアやヨーロッパにおける敵対的な地域覇権国は米国の利益を害するという考えが米国にはあり、それゆえ、未だ自由民主主義国家ではない中国が東アジアを席卷することは、米国にとって許容できない」と述べている³¹。この敵対的な地域覇権国の成立を阻止するという文脈において、現在の米国のアジア太平洋リバランス政策は、東アジアにおける中国の地域覇権確立を防ぐための戦略であると理解できる。

次に、リバランス戦略に基づいて米軍が兵力を振り向ける先のアジア太平洋の現状について、地域を3つに分類しながら米国の中国に対する抑止の状況について述べる。第1は日本、朝鮮半島及びその周辺であり、この区域において米国は日本及び韓国の安全に対する条約上の義務を負っている。中国や北朝鮮が安定に対する主な脅威である同区域の米国の戦略が、

²⁸ The US Navy, Marine Corp and Coast Guard, *A Cooperative Strategy for 21st Century Seapower*, March 2015.

本協力戦略の序論及び第2章に、西半球の位置づけを強調する部分が存在する。

²⁹ Halford J. Mackinder, "The geographical pivot of history," *The Geographical Journal*, Vol. 23, No. 4, April 1904, p. 437.

仮に日本が中国を征服し、ランドパワーであるロシアをも征服した場合は、ランドパワーとシーパワーの両者が備わった一大対抗勢力が生まれ、自由世界の大きな脅威になるであろうという黄禍論が述べられている。これは、ロシアと良好な関係を保って海洋進出を図る現在の中国にも通じる部分があると考えられる。

³⁰ Nicholas J. Spykman; Helen R. Nicholl, *The Geography of the Peace*, HARCOURT, BRACE AND COMPANY, 1944.

³¹ Aaron L. Friedberg, *BEYOND AIR-SEA BATTLE*, Routledge, 2014, p. 59.

日米安全保障条約及び米韓相互防衛条約に基づいていることに異論の余地はない。そして、プレゼンス強化のために米国は同地域の兵力を増強しており³²、現在のところ、米国の抑止力は、その意思と能力に基づき十分に働いているものと考えられる。

第2の地域として挙げられる南シナ海において、米国は、米軍のプレゼンスを再強化し、同盟国等と協力しながら中国に対する抑止力を向上させようとしている。冷戦終了後の1991年に、米軍はフィリピンのスービック海軍基地から撤退し、そして1992年には同国クラーク空軍基地からも撤退した³³。米軍撤退により南シナ海における米国のプレゼンスが低下した後、1994年秋に中国は南沙諸島のミスチーフ礁を占領し³⁴、南シナ海におけるプレゼンスを強めてきた。フラベル(M. Taylor Fravel)は、他に優先して対処する脅威がなければ、中国が島嶼問題に対する強硬な態度を軟化させることがないと述べているが³⁵、その主張のとおり、中国に対する米国のプレゼンスが低下した南シナ海において、中国は強硬な姿勢を継続してきたものと考えられる。現在の米国は、南シナ海における抑止力を回復するために、中国に対抗する国々の不揃いな足並み³⁶を揃えるよう努力し、又、米軍を派遣することにより、中国に対するプレゼンスの強化に努めているものと考えられる。

このように、米国は、日本及び朝鮮半島周辺におけるプレゼンスの強化、そして、南シナ海におけるプレゼンスの回復に努めている。しかし、第3の地域として考えられる台湾周辺海域に対する方針については不明瞭であるように見える。米国は、台湾周辺海域において具体的に何を目標としているのか。

³² 2015年4月27日の「新たな日米防衛協力のための指針」において、旧空母ジョージ・ワシントンの新型空母ロナルド・レーガンへの交代、P-8哨戒機、輸送揚陸艦グリーン・ベイ及び米海兵隊F-35Bの日本配備並びにイージス艦の追加配備など、米海軍による打撃力を向上させるための取り組みが示されている。

³³ 福田保「東南アジアにおける米国同盟」『日米関係の今後の展開と日本の外交』2011年5月9日

³⁴ M. Taylor Fravel, *STRONG BORDERS, SECURE NATION*, PRINCETON UNIVERSITY PRESS, 2008, p. 296.

³⁵ Ibid, pp. 298-299.

³⁶ Michael Swaine, "Averting a Deepening U.S.-China Rift Over the South China Sea," *The National Interest*, June 2, 2015, <http://nationalinterest.org/feature/averting-deepening-us-china-rift-over-the-south-china-sea-13019>, Accessed on June 2, 2015.

(2) 台湾関係法の持つ曖昧性

1978年に米国は、中華人民共和国の中国代表権を認め、1979年12月に米華相互防衛条約を破棄した。しかし、その一方では、1979年4月に台湾関係法を成立させ、米国が台湾人民の人権を保護することを定めた。台湾関係法第2条は、そのための措置として防衛目的の武器を台湾に供与することを規定している。さらに、必ずしも軍事力をもって台湾を防衛するとは読み取れないものの、「台湾の安全、社会経済システム、台湾人民を害するような武力の行使又は他の強圧的な手段に対抗し得るために必要なアメリカ合衆国の能力を維持すること」を規定している。

この台湾関係法の措置のうち、台湾への武器供与については、中国の反対³⁷を考慮しながら可能な範囲で実施されている。2014年11月4日に、米海軍作戦部長グリーンナート(Jonathan Greenert)は、「台湾に関して我々は約束に基づいた責任を負っている。我々はこの責務に誇りを持っている。台湾関係法である。これは我々の約束だ」³⁸と述べ、台湾関係法に基づく米国の責務を強調した。そして、2014年12月、米国は台湾に対してオリヴァーハザードペリー級ミサイルフリゲート4隻の売却を決定している。

その一方で、第3次台湾海峡危機の際に見られたような米国の軍事力による中台武力衝突の抑止については、現状を概観する限り、当時と同様に実施できる可能性が低下している恐れがある。なぜならば、後述のとおり、中国軍は台湾侵攻時に航空機やミサイル等による精密かつ大規模な奇襲攻撃を実施する可能性があり³⁹、又、中国軍の接近阻止・領域拒否(Anti-Access Area-Denial: A2/AD)能力⁴⁰が強化されてきている中で、台湾周辺における米軍の戦力投射能力の低下が考えられるためである。このことから、かつて有効であった台湾と米国の中国に対する拒否的抑止力は低下している可能性がある。

グリーンナートは米国の責務を強調しているが、前述した台湾関係法に明

³⁷ “China lodges protest after Obama approves Taiwan frigate sale,” *Reuters*, December 19, 2014,

<http://www.reuters.com/article/2014/12/19/us-china-usa-taiwan-idUSKBN0JX0NK20141219>, Accessed on May 16, 2015.

³⁸ Jonathan Greenert, “Remarks at The Brookings Institution: “Charting the Navy’s Future in a Changing Maritime Domain,”” November 4, 2014, <http://www.navy.mil/navydata/people/cno/Greenert/Speech/141104%20Brookings%20Institution%20Remarks.pdf>, Accessed on February 14, 2015.

³⁹ US Office of the Secretary of Defense, *ANNUAL REPORT TO CONGRESS: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2013*, pp. 58-59.

⁴⁰ *Ibid.*, pp. 33-34.

記されている措置は武器の供与のみであり、米軍を派遣して台湾を防衛するという米国の義務は明確に規定されていない。そのため、台湾防衛のための米軍派遣は米国の政治的判断に依るところが大きいと云える。この米国の政治的な判断については、一般的に国際情勢と米国国内情勢の両方に基づき実施されると考えられるが、国際情勢の観点では台湾防衛が適当であっても、国内情勢としてはリスクの高い対中戦争に対して米国国民から強い賛意が得られるとは考えにくい。仮に米軍が台湾防衛の準備を実施していたとしても、軍を指揮する大統領が内政を考慮して台湾防衛を躊躇することはあり得る。このことから、実態として現在の米国は、軍事力を大きく向上させた中国に対して、必ずしも米軍により台湾を直接防衛する強い意志を持たないのではないかとの疑問が生じる。この米国の戦略的曖昧性に関連する疑問について、引き続き分析していく。

(3) 不明瞭な台湾防衛の意思

米国は、第2次世界大戦終了後から朝鮮戦争勃発まで台湾を重視しておらず、極東地域における米軍の防衛範囲に台湾を含んでいなかった⁴¹。しかし、1950年6月27日のトルーマン(Harry Truman)宣言による台湾海峡中立化⁴²以降、米国は台湾との関係を強め、現在は前述のとおり台湾関係法に基づく関係を継続している。

そのような歴史的背景がある一方で、米国の2015年の国家安全保障戦略を見る限り、台湾に対する具体的な記述はない⁴³。そして、2015年3月の米海軍、海兵隊及び沿岸警備隊による協力戦略の中にも台湾を含む記述は見られず⁴⁴、これら政府公刊資料の中に米国の明確な台湾戦略を確認することができない。

しかし、カリフォルニア大学サンタバーバラ校のチェン(Dean P. Chen)の研究には、台湾に対する米国の国家方針が詳述されている。チェンは、米国の台湾に対する方針を「台湾の民主主義を増進させるため及び中国に対する台湾の立場を維持するために台湾に対する武器の供与を続けること」並びに「台湾側から中国を挑発するような(独立に向かうような)行

⁴¹ 呉春宜「日米安保体制と台湾の国家安全保障」194-195頁

⁴² Harry S. Truman, "Statement by the President on the Situation in Korea," June 27, 1950, Gerhard Peters and John T. Woolley, The American Presidency Project, <http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=13538>, Accessed on August 29, 2015.

⁴³ The United States of America, *National Security Strategy*, p. 10.

⁴⁴ The US Navy, Marine Corp and Coast Guard, *A Cooperative Strategy for 21st Century Seapower*.

為を行わないよう台湾に働きかけること」であるとしている⁴⁵。この方針の中にある「台湾の立場を維持する」という部分に着目して、2014年に米国の戦略予算評価センター（Center for Strategic and Budgetary Assessments: CSBA）が提言した台湾防衛の新戦略⁴⁶を見ると、確かにその戦略は、米軍による台湾防衛ではなく台湾自身の防衛力によって、中国に対する台湾の立場を維持させるための軍事戦略であることがわかる。このことから、米国の台湾に対する安全保障戦略の一つは、台湾に現状維持のための拒否的抑止力を保持させることであると考えられる。

それでは、台湾自身による抑止が破たんした場合、米国の軍事力使用による直接的な台湾防衛という安全保障戦略は存在するのであろうか。これに関しては、元米国防省中国担当官のボスコ（Joseph Bosco）が、「米国は台湾に対する戦略的曖昧性を変更し、台湾防衛の意思をはっきり示さなければならぬ」と主張しているように⁴⁷、未だ米国の明確な台湾防衛意思は示されていない。又、ホワイト（Hugh White）が述べるように、台湾には米国が武力で防衛するような価値はないとする意見も存在する⁴⁸。さらに、ジョージ・ワシントン大学のグレイサー（Charles Glaser）は、東シナ海と南シナ海の安定及び将来にわたる米国プレゼンスの維持と引き換えに台湾の防衛を放棄するべきであるとまで主張している⁴⁹。これらの研究者の主張からは、米国が軍事力によって台湾を防衛する強い意志を持っているということが読み取れず、台湾による対中国抑止が破たんした場合の米国の方針は依然として不明確である。

⁴⁵ Dean P. Chen, *US Taiwan Strait Policy*, p. 259.

⁴⁶ Iskander Rehman; Jim Thomas; John Stillion, *Hard ROC 2.0: Taiwan and Deterrence Through Protraction*, Center for Strategic and Budgetary Assessments, December 21, 2014, http://issuu.com/csbaonline/docs/2014-10-01_csba-taiwanreport-1?e=15123547/14383688, Accessed on February 10, 2015.

この新戦略は、台湾が進めている非対称戦略（Hard ROC）が不十分であること、そして、台湾は、独力で整備できる装備等によって中国に持久戦を予期させる拒否的抑止力を獲得する必要があることを主張している。

⁴⁷ Joseph A. Bosco, “Taiwan and Strategic Security,” *The Diplomat*, May 15, 2015,

<http://thediplomat.com/2015/05/taiwan-and-strategic-security/?allpages=yes&print=yes>, Accessed on May 27, 2015.

⁴⁸ Hugh White, *The China Choice*, Oxford University Press, 2012, pp. 94-97.

⁴⁹ Charles Glaser, “Time for a U.S.-China Grand Bargain,” Policy Brief, Belfer Center for Science and International Affairs, Harvard Kennedy School, July 2015, <http://belfercenter.hks.harvard.edu/files/glaser-us-china-jul15-final.pdf>, Accessed on August 4, 2015.

(4) 台湾の戦略的価値と米国の意図

現在の台湾は、米国にとって自国に対する危険を冒してまで防衛するほどの戦略的価値を有するであろうか。ここでは、台湾が現状のままである場合と、万が一、台湾が再統一された場合に分けて台湾の軍事戦略的価値を概観し、その後、それらの戦略的価値が米国の意図に及ぼす影響を分析する。

台湾が現状のまま中国に対する地位を維持している場合、米国は台湾を通じて中国に対する拒否的抑止力を高められるものと考えられる。プロジェクト 2049 研究所のストークス (Mark Stokes) とシャオ (Russell Hsiao) は、中国の A2/AD 環境内に存在する台湾が得る戦術情報が、米軍の対中国作戦において果たす役割の重要性を主張している⁵⁰。又、カプラン (Robert Kaplan) も、中国沿岸に浮かぶ不沈空母である台湾を経由して、米国がその力を投射できる地理的重要性を指摘している⁵¹。

次に、仮に台湾が再統一された場合、中国海軍の太平洋深海部へのアクセスが容易になり、結果として、中国に対する米国の拒否的抑止力が低下すると考えられる。この点に関してボスコは、東シナ海沿岸の海軍基地から琉球諸島付近まで露頂航行している中国潜水艦が、台湾を手に入れた場合は浅海域を経由することなく容易に深海にたどり着くことができるようになる」と指摘している⁵²。確かに、北緯 24 度 30 分以南の台湾東岸では、台湾の基線から東に 12NM も進まないうちに 1000m 等深線、場所によっては 2000m 等深線を越える。中国海軍の各種潜水艦が台湾東岸の港を出港後、領海内で深海に潜航した場合、それらの潜水艦を探知し、存在圏を局限することは困難になる。その結果、中国の潜水艦に対する米軍の脆弱性が増し、米国の拒否的抑止力⁵³は低下する。又、核ミサイル搭載型の中国海軍戦略原子力潜水艦が台湾から直接太平洋に入り作戦行動できる場合については、核による第 2 撃能力の生存性、すなわち中国の核抑止力が向上することも考えられる。

さらに、仮に台湾が再統一された場合のもう一つの軍事的影響は、対台湾用であった中国の軍事資源が改めて他国に振り分けられる可能性である。

⁵⁰ Mark Stokes; Russell Hsiao, "Why U.S. Military Needs Taiwan," *The Diplomat*, April 13, 2012, <http://thediplomat.com/2012/04/why-u-s-military-needs-taiwan>, Accessed on May 29, 2015.

⁵¹ Robert D. Kaplan, "The Geography of Chinese Power," *Foreign Affairs*, Vol. 89, No. 3, May/June 2010, pp. 22-41.

⁵² Joseph A. Bosco, "Taiwan and Strategic Security"

⁵³ Lawrence Freedman, *Deterrence*, Polity Press, 2004, pp. 36-40.

これにより中国の A2/AD 能力は更に向上し、米国の拒否的抑止力が相対的に低下すると考えられる。例えば、米国と覇権争いを継続している中国が、対台湾用の短距離弾道ミサイルやその他の台湾侵攻用の装備を台湾再統一後に不要なものとして破棄するであろうか。台湾再統一後に残存する兵器や人員、それまで対台湾用に配分されてきた資源が、東アジアの米軍部隊に対して再配分されることは十分に考えられる。

しかしながら、このような台湾の軍事戦略的価値は、米国にとって中国との全面的な軍事衝突を覚悟してまで守るほどの非代替的なものではなく、米国の台湾防衛意思への影響は限定的である可能性が高い。例えば、台湾が現在のままである場合の価値については、周辺他の同盟国に存在する基地によって代替する選択肢が考えられる。仮に台湾が中国に再統一された場合の問題についても、ピルズベリー (Michael Pillsbury) が主張するような中国を包囲する形での同盟⁵⁴を強化することにより対応できるものと考えられる。つまり、台湾の軍事戦略的価値が米国の台湾防衛に対する意思に及ぼす影響は、必ずしも決定的なものとは言えない。

その他の台湾の価値として、米国の台湾防衛意思が、中国の影響力強化を懸念する東アジアの各国を安心させることにより、地域の安定材料になっていることが考えられる。例えば、米国が明確に台湾を売り払うべきであるというグレイサーの主張⁵⁵に従った場合、次ほどの国が見捨てられるのかということに対する東アジア諸国の不安の高まりや、同地域での軍拡競争の激化といった懸念を生じる。それゆえ、米国による台湾防衛放棄の明言は、東アジアの不安定化につながると言える。その一方で、ホワイトは米国大都市に対する中国からの大規模な攻撃の危険を冒してまで台湾を防衛するのかということを描している⁵⁶。このホワイトの論は理解できるものであり、米国としては、可能な限り中国との全面的軍事衝突を避けたいとも考えられる。つまり、地域安定を考えれば台湾防衛を放棄するわけにはいかず、なおかつ、米国国土を危険にさらす可能性がある中国との対決はなるべく避けたいという、相反する 2 つの選択肢が存在している。強いて言えば、米国は、この両方の選択肢の間に存在する方針を執る可能性が高いことが考えられるものの、断言するまでには至らない。すなわち、台湾の戦略的価値からは、米国の台湾防衛に対する意思を推し量ることはできず、米国の意思は不明瞭なままである。

⁵⁴ Michael Pillsbury, *The Hundred-Year Marathon*, Henry Holt, p. 219.

⁵⁵ Charles Glaser, "Time for a U.S.-China Grand Bargain"

⁵⁶ Hugh White, *The China Choice*, Oxford University Press, 2012, p. 96.

(5) 台湾防衛に対する軍事的課題

米軍による台湾防衛の現実性を低下させている理由の一つは、台湾防衛時に米国が直面する軍事的課題、つまり米軍の相対的な能力の低下である。ここではそれらの課題を、軍事戦略、作戦、戦術の3つのレベルから述べる。

第1に、軍事戦略レベルの課題は、中国との核戦争に至る危険性の存在であり、そのため、米国が全面的な台湾防衛のための軍事作戦を実施できないと考えられることである。中国は094型弾道ミサイル原子力潜水艦(晋級潜水艦)3隻を運用しているが、2020年までにはこれが8隻運用体制になると見積もられている⁵⁷。中国にとって、西太平洋から米国に到達する射程7,400km⁵⁸のCSS-NX-14(JL-2)弾道ミサイルを持つ晋級潜水艦は、米国に対する核抑止の重要な一手段である。そして、同形艦3隻の運用は、任務・訓練・修理というサイクルであっても常時1隻が洋上パトロールについていることを意味しており、すでに中国が米国又はその他の国からの核攻撃に対して生存性の高い第2撃能力を保持していることを意味している。又、中国は2015年の国防白書に「戦略的抑止力を維持し、核反撃を実施する」と記載しており⁵⁹、核攻撃を受けた場合に核による報復を実施する意思も明確にしている。つまり中国は核抑止の能力も意思も備えている。ジャービス(Robert Jervis)は、核兵器のみにより平和を保つことはできないが、核兵器が核保有国間の全面戦争を抑止していることを説明している⁶⁰。このことから、仮に台湾の中国に対する抑止が破たんし、米国が台湾を防衛しようと試みた場合においても、米国は、全面戦争につながるような軍事作戦を実施することができないものと言える。そのため、米国が対中軍事作戦を行う場合、その作戦は中国が明確に制限戦争であると認識できるような枠内、すなわち、限定的な範囲での実施を強いられることが考えられる。そのような作戦では、ベトナム戦争や朝鮮戦争における

⁵⁷ HIS Jane's 360, "US upgrades assessment of China's Type 094 SSBN fleet," April 19, 2015,

<http://www.janes.com/article/50761/us-upgrades-assessment-of-china-s-type-094-ssbn-fleet>, Accessed on August 29, 2015.

⁵⁸ US Office of the Secretary of Defense, *ANNUAL REPORT TO CONGRESS Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2015*, p. 9.

⁵⁹ The State Council Information Office of the People's Republic of China, *China's Military Strategy*.

⁶⁰ Robert Jervis, "The Utility of Nuclear Deterrence," *THE USE OF FORCE*, ROWMAN & LITTLEFIELD PUBLISHERS, 2009.

米軍のように作戦実施時の制約が厳しくなることが予想され、必ずしも中国軍の台湾上陸を阻止できるとは断言できない。

第2に、作戦レベルの課題は、中国のA2/AD能力強化により台湾西側の優勢確保が難しくなっていることである。1991年の湾岸戦争の結果に強い衝撃を受けた中国は、1999年以降⁶¹、非対称な戦力構築に重点を置いて軍事力を強化してきた。そして、現在ではA2/AD能力の構築に力を注いでいる。このA2/AD能力は、電子戦その他情報戦、サイバー戦、長距離精密攻撃(弾道ミサイル、巡航ミサイル)、弾道ミサイル防衛、水上・水中戦、宇宙・対宇宙戦、統合防空という広範な分野に及び、対台湾作戦時の第三者の介入を抑止、又は排除するためのものと考えられている⁶²。例えば、地理的な面に注目すると、中国軍は3層からなる防衛エリアを設定している⁶³。第1防衛層である中国本土から540~1000NMの範囲は、対艦弾道弾と潜水艦によって防衛されるエリアであり、日本周辺の豊後水道から小笠原諸島間の海域が該当している。そして、第2防衛層の270~540NMの範囲は、潜水艦と航空機によって防衛するようになっているが、九州及び南西諸島のほぼ全域がこのエリア内に存在している。最後の第3防衛層は、中国本土から270NMまでの水上艦、航空機、潜水艦等により防衛するエリアであり、台湾及び南西諸島西部が含まれる。

このように中国軍はA2/AD能力を向上させているものの、その一方では、2014年に井尻が、米空母が到着するまで台湾が中国に負けなければ台湾防衛は可能であると述べている⁶⁴。ここで、井尻は米空母がどのような軍事作戦を遂行できれば台湾を防衛できるのかを明確に述べていないので、米空母が中国の侵攻から台湾を防衛できる可能性について、軍事的観点から分析してみる。

米国が中国の侵攻から台湾を防衛するためには、中国軍の台湾上陸を阻止できるよう、少なくとも台湾西側の海上航空優勢を確保する必要があると考えられる。井尻の言う米空母到着地が、空母艦載機によるストライクパッケージ(Strike Package)によって台湾西側の中国軍を攻撃できる海域を指

⁶¹ Qiao Liang; Wang Xiangsui, *Unrestricted Waifare*, PLA Literature and Arts Publishing House, 1999, pp. 61-83.

⁶² US Office of the Secretary of Defense, *ANNUAL REPORT TO CONGRESS: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2015*, pp. 33-37.

⁶³ Office of Naval Intelligence, *The PLA Navy - New Capabilities and Missions for the 21st Century*, 2015, p. 6, <http://fas.org/irp/agency/oni/pla-navy-2015.pdf>, Accessed on April 14, 2015.

⁶⁴ 井尻秀憲『中国・韓国・北朝鮮』77頁

している場合、FA-18E/F⁶⁵を主力とする現在の米空母艦載機は、SA-N-20艦対空ミサイルやS-400地対空ミサイル⁶⁶などの対空ミサイルと迎撃戦闘機から成る防空網を突破しなければならない。これは、早期警戒機等のレーダーに遠方から探知されやすいFA-18のような非ステルス機にとって難しい作戦になることが考えられる。又、米中の戦闘機を比較した場合、代表的な米F-18E/F戦闘攻撃機と中国J-11戦闘機⁶⁷の戦闘半径には大きな差がないことから、米軍が台湾西側の海上航空優勢を確保するための作戦を実施する場合、戦闘機に護衛された中国の各種爆撃機の対艦ミサイルによる米空母への攻撃の恐れも考えられる。

そして、攻撃は航空機だけではなく、前述したように水上艦や潜水艦、サイバー・宇宙空間も使用して実施されることが予想される。例えば、宇宙空間を経由した攻撃としては、中国のDF-21D対艦弾道ミサイルが存在する。この弾道ミサイルの最大の効果は、米空母がその射程⁶⁸より内側に入れなくなることである。これにより、米空母は中国沿岸から少なくとも810NM以遠で行動しなくてはならず、単純に考えても、ストライクパッケージを目標に対して迂回飛行させてから攻撃するような欺まんが不可能になる。そして、中国が米空母の位置を把握している場合、概ね直線的に飛行せざるを得ないストライクパッケージは、自ずとその概略侵入経路が中国に予測されることになる。これは中国が、その予想飛行経路に兵力を集中して迎撃態勢を強化できることにつながり、米空母艦載機による作戦が一層困難になることを意味する。このような条件下において、軍事戦略レベルの課題として挙げたエスカレーションへの恐れも抱きつつ、ストライクパッケージによる各種攻撃を適時適切に計画・調整・実施することは

⁶⁵ The United States Navy, “United States Navy Fact File: F/A-18 Hornet strike fighter,” May 26, 2009, http://www.navy.mil/navydata/fact_display.asp?cid=1100&tid=1200&ct=1, Accessed on August 29, 2015.

戦闘行動半径は1,275 NM (2,346 km)とされている。

⁶⁶ US Office of the Secretary of Defense, *ANNUAL REPORT TO CONGRESS: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2015*, p. 89.

⁶⁷ GlobalSecurity, “J-11 [Su-27 FLANKER],” February 5, 2015, <http://www.globalsecurity.org/military/world/china/j-11.htm>, Accessed on August 29, 2015; Federations of American Scientists, “J-11 [Su-27 FLANKER],” March 29, 2000, <http://fas.org/nuke/guide/china/aircraft/j-11.htm>, Accessed on August 29, 2015.

いずれの資料にも戦闘行動半径は2,000kmとされている。

⁶⁸ Office of Naval Intelligence, *The PLA Navy*, p. 21.

射程810NM以上とされている。

難しい。このことから、米空母によって台湾西側の海上航空優勢を確保するような作戦については、必ずしも成功裏に実施できるとは言い切れず、中国軍が台湾に上陸できる可能性は高いと言える。

第3に、作戦レベルから戦術レベルにかけての課題としては、米国の軍事行動開始に対する時間的な要素が挙げられる。具体的に言えば、米軍が台湾防衛を企図した場合に、台湾への中国軍上陸を阻止できるような迅速さで展開できる可能性が低いことである。ホワイティング (Allen S. Whiting) は、中国が武力行使における主導権を重視しており、そのため、中国は先制攻撃をする可能性があることを説明している⁶⁹。具体的には、1100基以上の短距離弾道ミサイル⁷⁰、航空機、巡航ミサイル、サイバー攻撃、特殊部隊や内通者の破壊工作などによる先制奇襲攻撃が考えられるが、それに引き続いて台湾上陸作戦が実施される場合、その上陸作戦を阻止できる速さで米空母部隊が対応できるのかという、距離の遠さに起因する問題(Tyranny of Distance)が存在する。実態としては、ホルムズ (James Holmes) が、米国内の煩雑な手続きによって米軍の早期台湾到着は見込めないと主張しているように⁷¹、中国が秘密裏に武力行使の準備を進めて台湾を奇襲した場合、中国軍の上陸阻止に間に合うような速さでの米空母の来援は望めないであろう。仮に台湾に上陸した中国軍を排除する場合、米軍は所要の地上兵力を台湾に投入する必要がある。この地上兵力投入は米軍にさらなる準備を強要する。そして、米国の準備時間に比例して、中国軍の迎撃態勢が強化されることにもつながる。その結果として、米軍による作戦実施が一層難しくなることが予想される。

これまでの分析の結果、米国の台湾防衛に対する意図は不明確であるものの、一方では、中国の軍事力強化によって米国の台湾防衛能力が相対的に低下している可能性があると言える。この米国の局地的な能力低下に応じて台湾はその不足分を自身の防衛力によって補完する必要があるが、前述のとおり、台湾と中国の軍事格差は広がっており、台湾がその不足分を満たすことができるとは言い切れない。つまり、米国の存在を考慮した場合であったとしても、必ずしも台湾周辺海域の安定が継続するとは断言できない状況になっているのである。

⁶⁹ Allen S. Whiting, "China's Use of Force, 1950-96, and Taiwan," *International Security*, Vol. 26, No. 2, Fall 2001, p. 125.

⁷⁰ Iskander Rehman, *Hard ROC 2.0*, p. 6.

⁷¹ James R. Holmes, "4 Ways Taiwan Can Survive," Real Clear Defense, June 20, 2015, http://www.realcleardefense.com/articles/2015/06/20/4_ways_taiwan_can_survive_108102.html, Accessed on June 21, 2015.

3 日本と台湾周辺海域

前項までの分析のとおり、米国が軍事力によって台湾を防衛できる可能性は低下しており、呉が説明した「米国の軍事力に基づいた日米の介入の曖昧性によって中台の武力衝突を抑止する戦略」は、現在の米中台の相対的軍事力の変化に対応できていない可能性がある。この情勢の変化が日本に示唆する点を考えるために、本項では台湾に対する日本の国家方針、日台実務関係、そして日本の海洋利権における台湾周辺海域の意義を整理する。

(1) 台湾周辺海域に対する日本の立場

1895年から1945年まで台湾は日本の領土であったが、サンフランシスコ平和条約締結によって、日本は台湾に関するすべての権利を公式に放棄した。そして、日本は1952年に台湾との間で日華平和条約を締結し、公式な外交関係を設立した。その後、1972年9月、田中角栄は周恩来と共同で中国との国交正常化を発表し、台湾との公式関係を放棄した。しかし、台湾との非政府間の実務関係は維持し、日本の国内法の範囲で台湾に対する支援と協力することとして現在に至っている⁷²。

外務省資料によると、現在の日本は、台湾の法的地位に関して独自の認定を行う立場にはなく、台湾独立を支持せず、台湾を巡る問題が两岸当事者間の直接対話により平和的に解決されることを期待していることとされている⁷³。簡潔に言えば、日本は中台対立である台湾海峡問題に触れないということである。

しかし、台湾海峡問題には触れないとしているものの、台湾領域の外側に広がる台湾周辺海域は、日本にとって重要なグローバル・コモンズであるという事実も存在する。グローバル・コモンズである海洋に対する日本の立場については、2015年4月に安倍晋三首相が、太平洋からインド洋にかけての広い海を自由で法の支配が貫徹する平和の海にしなければならないと述べたように⁷⁴、日本は航海の自由を強く支持している。台湾周辺

⁷² 外務省中国・モンゴル第1課・第2課 「最近の日台関係と台湾情勢」 2014年4月、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/pdfs/kankei.pdf>、2015年3月18日アクセス

⁷³ Ibid.

⁷⁴ 外務省「米国連邦議会上下両院合同会議における安倍総理大臣演説」2015年4月30日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4_001149.html、2015年8

海域は、この太平洋からインド洋にかけての海洋の一部であり、それゆえ、日本にとっても海洋利用の自由の観点から重視しなければならない海域と考えることができる。

(2) 緊密な日台実務交流

ここでは、安定した台湾周辺海域の自由な利用が日本にもたらす利益について、日台関係を例に挙げて説明する。

一般的な日本と台湾の関係は良好であり、2013年の世論調査によると、43%の台湾人が日本をもっとも好きな国に挙げており、同率第2位の中国、米国及びシンガポール(各7%)を大きく引き離している⁷⁵。又、2011年の世論調査では、91.2%の日本人が日台関係を良好であると考え、84.2%が台湾を信頼している⁷⁶。自由に利用できる海洋を挟んだ日台間の経済関係は良好であり、台湾は日本にとって5番目に大きな貿易相手である一方で、日本は台湾にとって第2位の貿易相手でもある⁷⁷。最近では日本の京浜急行や西武鉄道と台湾鉄道管理局との事業提携も進んでおり、相互の観光客増加も期待されている⁷⁸。

台湾は日本の尖閣諸島に対する領有権を主張しているが、中国とは異なり日本との関係を損なうほどの軋轢を生んではいない。台湾の馬政権は尖閣諸島の領有権主張に関して中国と共同しないことを決定し、主権は分割できなくとも資源は分割できるとして、尖閣問題の棚上げや平和的な交渉及び資源活用における相互協力を主張した⁷⁹。その後、日本と台湾が尖閣諸島周辺海域を含む漁業協定に合意し、共同の漁業ルール策定にまで至ったように⁸⁰、日台間の領土を巡る意見の相違は、日台間の経済交流の妨げ

月28日アクセス

⁷⁵ 交流協会「第四回台湾における対日世論調査(2012年度)」2013年6月28日、http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/all/1CFEA4B2B59909D349257B970027B251?OpenDocument、2015年8月29日アクセス

⁷⁶ 台北駐日経済文化代表処「台湾に関する意識調査(2011年6月1日)」2011年6月1日、

<http://www.taiwanembassy.org/JP/ct.asp?xItem=202393&ctNode=3522&mp=202>、2015年8月29日アクセス

⁷⁷ 外務省中国・モンゴル第1課・第2課「最近の日台関係と台湾情勢」

⁷⁸ 大坂直樹「台湾鉄道との提携が、こんなにも相次ぐ理由」『東洋経済 ONLINE』2015年3月23日、<http://toyokeizai.net/articles/-/63926>、2015年6月1日アクセス

⁷⁹ 小笠原欣幸「馬英九の博士論文から読み解く日台漁業交渉」『東洋文化』94、2014年、61-87頁

⁸⁰ 外務省「最近の日台関係と台湾情勢」

にはなっていない。このように日本は、台湾周辺海域の自由な利用を通じて台湾との実務交流の継続によって経済的な利益を享受している。

(3) 海洋安全保障から見た台湾周辺海域

台湾周辺海域の自由の確保が日本にとって重要であることは述べたが、これはまだ漠然とした概念である。そのため、ここでは海洋史研究を専門とするペリー（John Perry）の分類に基づき⁸¹、闘争の場、資源、そして交通路としての観点から、日本の海洋安全保障における台湾周辺海域の意義を考察する。

ア 闘争の場としての台湾周辺海域

武居⁸²は、日本周辺海域の防衛及び東アジアの平和と安定にとって TGT 三角海域が鍵となること、さらには日米共同作戦においても同海域が洋上橋頭保のような重要性を持っていることを指摘している⁸³。しかし、武居の主張当時より安全保障環境は複雑化しており、近年の軍事活動はグローバル・コモンズ⁸⁴への広がりを見せている。この広がりが示唆する一面としては、平時の低烈度闘争から有事の高烈度闘争までの各段階の継ぎ目が薄くなってきていることが考えられる。そのような情勢の中、現在の台湾周辺海域は、TGT 三角海域の一角であるというだけではなく、A2/AD 能力の強化を背景として他国のグローバル・コモンズの利用を制限しようとしている中国の影響を平時から受けやすい地域になっている。この文脈において、影響力を強める中国に対抗して台湾周辺におけるグローバル・コモンズの自由な利用を確保するため、日本は米国と共に平素から取り組む必要性が増してきていると言える。

イ 資源としての台湾周辺海域

日中台が接する東シナ海は豊かな漁場や海底資源を有することから、関

⁸¹ John Curtis Perry, "Oceanic Revolution and Pacific Asia," *The fletcher forum of world affairs*, Vol. 35, No. 2, summer 2011, p. 123.

⁸² 武居「海洋新時代における海上自衛隊」16-24 頁

本論文において、武居は海上自衛隊の目標を「日本周辺海域の防衛」、「海洋利用の自由の確保」及び「より安定した安全保障環境構築への寄与」としており、その達成のための関与戦略と対処戦略という概念を定義している。関与戦略は、日本に有利な環境を構築するための方針であり、対処戦略は有事において実力をもって脅威を排除し、その被害を最小化するための方針である。

⁸³ 同上、18-19 頁

⁸⁴ 高田哲也「南シナ海から東シナ海におけるグローバル・コモンズ」『海幹校戦略研究』4-2、2014年12月、2-25 頁

係国等による協議を通じて資源を安定的に利用できることは、日本の利益につながる。資源を巡る同海域の現状として、台湾は、平和的な領土交渉及び海洋資源活用における日台相互協力を主張している⁸⁵。又、日中間の資源利用についても、2008年の「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明⁸⁶にみられるように、日中ハイレベル経済対話を戦略的かつ実効的に活用し、共に努力して、東シナ海を平和・協力・友好の海とする方針が存在している。このような日中台間における交渉の継続は、台湾周辺海域が安定しているという前提の上に成り立っているものと考えられる。そのため、日本の資源利用にとって、今後とも台湾周辺海域の安定は重要であると言える。

ウ 交通路としての台湾周辺海域

アデン湾航路とペルシヤ湾航路を通る1日約15隻の日本関係船舶⁸⁷の多くが台湾南端に接するバシー海峡を經由していることから、交通路の問題としてまず議題に上るのは、中台間の武力衝突に伴う船舶の迂回による費用増加である。しかし、海洋政策研究財団の秋元一峰の研究によると、南シナ海を迂回してフィリピン東方を通る場合の日本向け超大型タンカー備船料の総額は、当初上昇した後に下がり、最終的な国民負担はそれほど大きくならない⁸⁸。つまり、台湾周辺の海上交通路が使用できなくなった場合であっても、代替輸送路の使用により、日本への悪影響は限定的な範囲にとどまるものと考えられる。

それよりも深刻な問題は、中国と台湾が交戦している場合、双方との交易ができなくなることである⁸⁹。台湾が日本の重要な貿易相手であることは述べたが、中国は日本にとって最大の貿易相手国であり、日本の対中直

⁸⁵ 外務省「最近の日台関係と台湾情勢」

⁸⁶ 外務省『「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明』2008年5月7日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/visit/0805_ks.html、2015年8月29日アクセス

⁸⁷ 森雅人「海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会議事録第2号」衆議院、平成24年6月18日

⁸⁸ 秋元一峰「南シナ海の航行が脅かされる事態における経済的損失」『海洋情報季報』6、2014年、122頁。

⁸⁹ 例えば、台湾と中国が交戦している場合、中台向けの貨物の流れは、両軍の臨検を受け、停滞する可能性がある。又、日本は中台対立の平和的解決を望んでいることから、仮に中国が一方的に台湾侵攻を開始した場合、日本が台湾を支持せず中国との経済関係を優先するとは考えにくい。さらに、台湾関係法に基づいて米国が台湾を支援する中、日本も米国と協調して中国に対して経済制裁を課す可能性も十分にある。

接投資額は各国の中で第2位、進出企業数は第1位である⁹⁰。中国と台湾を合わせると日本の貿易総額の24.3%の割合を占めており、これは13.1%の割合を占める米国の2倍に近い⁹¹。このような交易状況を考えると、中台との貿易に制限を受けることが、日本経済にとって深刻な問題であることがわかる。さらに、中台軍事衝突時の海上交通の制限は、中国による機雷の使用によって、中台交戦中のみではなく戦闘終了後も継続するであろう。米海軍大学のエリクソン(Andrew Erickson)、ゴールドシュタイン(Lyle J. Goldstein)及びマレイ(William S. Murray)は、中国が、対台湾作戦開始後の1週間弱で5000~7000個の機雷を敷設し、続いて7000個の機雷を追加敷設して台湾を封鎖すると述べている⁹²。第1次湾岸戦争後の機雷処理に各国の海軍が多大な時間を費やしたことは記憶に新しいが、台湾周辺において多量の機雷が敷設された場合においても、その処理には時間がかかるであろう。その間、台湾及び台湾周辺を經由した中国と日本との交易には支障が出ることになる。つまり、日本にとって、安定した中台関係を通じて得られる台湾周辺海域の自由な利用を損なうことは死活的問題となる。

おわりに

中台間の現状からは、将来的な中国による台湾侵攻の可能性を否定できない。加えて、中国の台湾侵攻に対する抑止において重要な枠割を果たしてきた米国は、現在も直接的に台湾を防衛する意図を明確にしておらず、又、台湾周辺における米国の相対的軍事力が低下してきている恐れがある。つまり、米軍の中国軍に対する相対的戦力の低下部分を台湾自身が補い続けられない限り、かつて中国の台湾侵攻に対する抑止力として機能していた米国の戦略的曖昧性が将来的に有効ではなくなる可能性が生じている。そして、今後も台湾が十分な防衛力を維持できるかどうかは不明であり、現在

⁹⁰ 外務省「日中経済関係・中国経済」2014年1月22日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000307.html、2015年8月29日アクセス

⁹¹ ASEAN 日本政府代表部「ASEANの現状と日・ASEAN関係」2014年10月、<http://www.asean.emb-japan.go.jp/documents/20141010.pdf>、2015年8月29日アクセス

⁹² Andrew S. Erickson, Lyle J. Goldstein, and William S. Murray, *Chinese Mine Warfare: A PLA Navy 'Assassin's Mace' Capability*, China Maritime Studies Institute US NAVAL WAR COLLEGE, 2009, p. 52.

の台湾周辺海域の海洋安全保障は不安定な状況にある。さらには、仮に中台間で武力紛争が発生した場合、本論で述べたように日本は経済的な損害を被ることが予想される。

その一方では、日本は米国のような台湾関係法を持たず、又、台湾問題には関与しないこととしている。そのため、当然ながら海上自衛隊も、例えば台湾の抑止力向上に向けた取り組みなどといった、直接的な台湾への関与を実施できるわけではない。しかし、グローバル・コモンズである台湾周辺の海洋の自由な利用は、日本の繁栄に極めて重要であるという事実も存在している。

このように複雑かつ不安定な情勢にあって、日本は、台湾周辺における海洋利用の自由の確保について、これから国内の議論を深めていく必要がある。又、その議論の対象には、本論で述べた伝統的安全保障分野だけではなく、主として平時の取り組みとなる非伝統的安全保障分野も含める必要がある。なぜならば、平時から有事に至る各段階の継ぎ目が薄くなっている中で、そのいずれか一方だけではなく、両方を包括的に考える重要性が増してきていると考えられるためである。そして、海洋安全保障の最前線を担う海上自衛隊は、本稿で分析したような米中台間の直接的な軍事対立だけではなく、ノコモ(Non-Combat Military Operation: NCMO)⁹³や国際的な犯罪への対処などの非伝統的安全保障分野についても広く視野に収めた上で、台湾周辺のグローバル・コモンズにおける情勢の変化を観察し、将来的に予測し得る様々な問題や協力の可能性を考えることができるよう、今後とも同海域に関心を持ち続けなければならない。

⁹³ Takuya Shimodaira, "The Japan maritime self-defense force in the age of multilateral cooperation: Nontraditional security," *U.S. Naval War College Review*, Vol. 67, No. 2, spring 2014.